

男女共同参画影響調査研究会報告書
—男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築—
(概 要)

平成 12 年 12 月
総理府男女共同参画室

I. 趣旨等

(趣旨及び背景)

政府の企画・立案、実施する施策は、女性と男性に対して異なる影響を与えるなど、男女共同参画という視点から無視し得ない影響があり得ることから、男女共同参画社会の形成の促進のためには、施策の企画・立案、実施に際して、そのような影響を考慮することが求められる。

男女共同参画に係る影響等について評価・分析する手法を調査研究することについては、既に「男女共同参画ビジョン」(平成 8 年 7 月男女共同参画審議会答申)において提言されており、また「男女共同参画 2000 年プラン」(平成 8 年 12 月男女共同参画推進本部決定)にも盛り込まれている。

「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年 6 月公布、施行)では、基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」(第 4 条)と規定され、また、「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」(第 15 条)とされている。

平成 13 年 1 月に移行が開始される中央省庁等改革において、重要政策に関する会議の一つとして内閣府に設置される「男女共同参画会議」は、「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査」することとされている。

(研究会の経緯)

このような背景の下、男女共同参画に係る影響調査が新体制移行後速やかに実施されるよう、総理府男女共同参画室では、有識者による「男女共同参画影響調査研究会」(座長：大澤眞理東京大学社会科学研究所教授(参考 1 参照))を開催し、平成 11 年 12 月以来、男女共同参画に係る影響調査の手法等について検討を行った。

平成 11 年度は、我が国における調査の手法を検討する上で参考にするため、フィリピン、カナダ・国連機関及びオーストラリアについて海外調査を実施した(海外調査については別途報告書を作成)。

平成 12 年度は、海外調査の結果も踏まえ、我が国における男女共同参画に係る影響調査の手法について検討を行った。

(今後への期待)

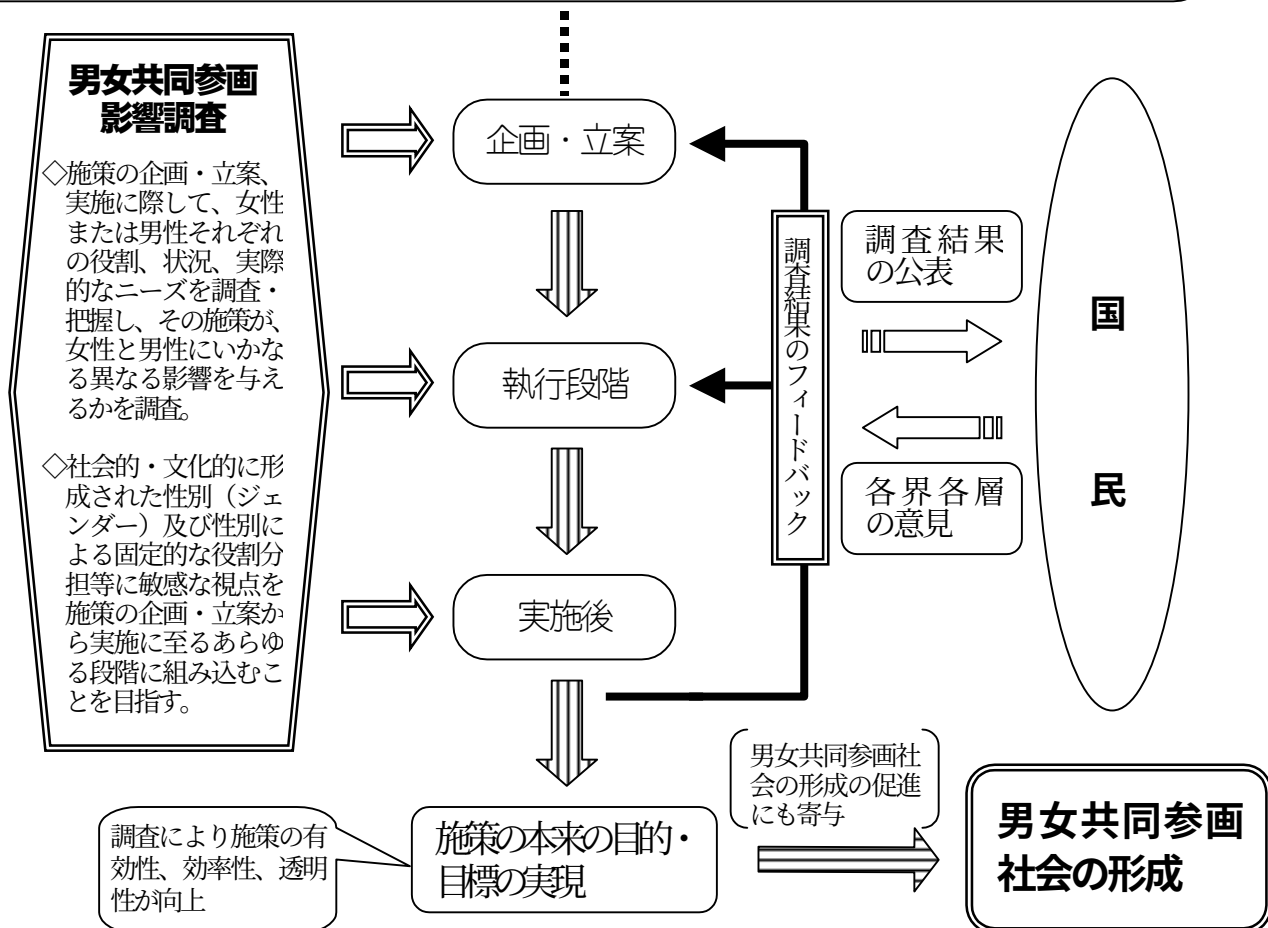
本報告書は、男女共同参画会議を中心とした、国における男女共同参画に係る影響調査の手法についての基本的な考え方を検討した結果をまとめたものであり、今後の男女共同参画に係る影響調査の実施に当たって各方面で幅広く活用されることが期待される。

〔概念図〕

男女共同参画影響調査について

政府の施策

男女共同参画社会の形成の促進のためには、
従来の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（狭義の男女共同参画関連施策）
 に加え、
一見して男女平等や女性の地位向上とは無縁であるような目的・手段をもつ施策であるが、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（広義の男女共同参画関連施策）
 をも視野に入れた取組が必要となる。



男女共同参画影響調査

○男女共同参画影響調査の方法

➤対象となる施策

特に、「政府の重点施策」、「性別による偏りが大きいと予想される施策」、「資源投入量が多い施策」が考えられる

➤調査の主体

- ・内閣府に設置される男女共同参画会議とともに、内閣府男女共同参画局及び各府省も同調査を行うことを期待
- ・調査に当たっては、内閣府男女共同参画局、各府省、調査対象分野の専門家、男女共同参画分野（女性学・ジェンダー研究等）の専門家等の連携が必要

➤調査の時期

施策の内容等によって、「施策の企画・立案段階における実施前（事前）」、「施策の執行段階における実施開始後（進行中）」、「施策の結果に関する施策実施後ある程度時間を経た後（事後）」が考えられる

➤調査項目の基本的な考え方—施策に望まれること

- ・女性、男性双方の実際的なニーズを満たすように努める
- ・女性、男性のいずれかが施策の便益から排除されないようにする
- ・施策の企画・立案、また事後において施策の対象となる女性、男性双方の意見を聴くようにする
- ・行政において、施策の企画・立案、実施において女性、男性双方が参加する

○男女共同参画影響調査に係る体制

- ・内閣府男女共同参画局と各府省の緊密な連携、外部の専門家との連携
- ・各府省の様々なレベルを対象とした、調査に関する理解を深めるための研修・訓練の実施

○実効性の確保

- ・各府省の担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、相互の連携を確保
- ・調査結果については公表し、広く社会に問い、各界各層の意見を取り入れていく

Ⅱ. 本報告書のポイント

はじめに

- 男女共同参画社会の形成は、人権の確立、民主主義の成熟という普遍的理念から要請されると同時に、女性も男性もすべての個人が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）にとらわれず、互いにその人権を尊重し、各人の個性に基づいて共同参画することは、将来にわたって豊かで安心できる社会を構築する上で肝要な条件である。
- 男女共同参画社会の実現のための広範多岐にわたる取組を、整合性をもって効果的に推進するためには、政策過程自体を、男女共同参画の視点に立って再構築しなければならない。
- 国際社会に目を配れば、平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択された「行動綱領」でも、あらゆる政策や施策において立案段階から女性と男性それぞれに対する効果を分析することなどを通じ、男女平等の視点を反映させる必要が、「ジェンダー主流化（メインストリーミング）」として強調された。
- 男女共同参画社会の形成の促進のためには、直接的に男女共同参画社会の形成を促進する施策（狭義の男女共同参画関連施策）の推進を図るだけでなく、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（広義の男女共同参画関連施策）をも視野に入れて、必要な対応をとるべきである。
- 男女共同参画に係る影響調査は、広義の男女共同参画関連施策をも視野に入れた新たな取組として位置付けられる。そして男女共同参画社会基本法は、男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築、及びジェンダーの主流化という国内外の要請に法的基盤を与えたといえよう。

第 1 章 男女共同参画影響調査の意義・必要性

1. 男女共同参画影響調査の考え方

（男女共同参画影響調査とは）

男女共同参画社会の形成の促進のためには、女性または男性それぞれの役割、状況、実際のニーズ（家庭や職場における活動や安全面などとの関連において現実問題として必要とされているもの）を調査・把握し、施策が、女性と男性にいかなる異なる影響を与えるかを調査した上で、そうした影響を配慮することが求められる。そのような影響の調査を、本報告では男女共同参画影響調査と呼ぶ。

（男女共同参画影響調査の目的）

男女共同参画影響調査は、政府の広範多岐にわたる施策を男女共同参画の視点に立

って企画・立案、実施すること、すなわち、ジェンダーに敏感な視点を施策の企画・立案から実施に至るあらゆる段階に組み込むことによって、当該施策が、同時に、出来る限り男女共同参画社会の形成の促進に資するものとなることを目指すものである。

また、調査で得られた情報が活かされ、男女共同参画の視点も含めた形でその後の施策の改善・見直しにつながることを期待するものである。

2. 男女共同参画影響調査の背景と法的根拠等

（男女共同参画ビジョン、男女共同参画 2000 年プラン）

男女共同参画に係る影響等について評価・分析する手法を調査研究することについては、「男女共同参画ビジョン」（平成 8 年 7 月男女共同参画審議会答申）において提言されており、また「男女共同参画 2000 年プラン」（平成 8 年 12 月男女共同参画推進本部決定）にも盛り込まれている。

（男女共同参画社会基本法）

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月公布、施行）では、男女共同参画社会の形成についての 5 つの基本理念の一つとして、第 4 条で「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」と定め、また、「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」（第 15 条）と定めている。

（男女共同参画基本計画）

男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、政府は平成 12 年中に男女共同参画基本計画を策定する予定であるが、男女共同参画影響調査については、政府全体（男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局及び各府省）の取組として同計画に盛り込まれることが期待される。

（内閣府と男女共同参画会議）

平成 13 年 1 月に移行が開始される中央省庁等改革においては、内閣府を設置し、男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項の企画・立案及び総合調整等を所掌することとされた。

内閣府に重要政策に関する会議の一つとして設置される「男女共同参画会議」は、「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査」することとなっている。

（国際的な動き）

男女共同参画の視点を入れた影響調査の実施は、平成 7（1995）年北京で開催された第 4 回世界女性会議において採択された「行動綱領」や平成 12（2000）年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」における「成果文書」のような、国際会議における各国の行動指針の参考となる文書のなかにも示されている。

3. 男女共同参画影響調査の必要性和有益性

(1) 必要性

(男女共同参画社会の実現に向けて)

男女共同参画社会の実現は、個人の尊重及び法の下での平等の実現に関わる問題であり、活力ある社会づくりのために不可欠である。我が国の活力のためには、人的資源の半数を占める女性の個性と能力の発揮、女性の参画・貢献を推進することは不可欠であり、そのためにも、政府の施策が出来る限り男女共同参画社会の形成の促進に資するようにすることを目指す男女共同参画影響調査が必要である。

(男女共同参画社会の形成に配慮するために必要)

男女共同参画影響調査は、国が男女共同参画社会の形成に配慮するために必要な事務であり、施策における、より幅広い選択肢を開発していくために不可欠な事務として位置付けられる。

(2) 有益性

(「男女」の区分は有意義な区分)

女性と男性の間では、現実には、置かれている状況、役割、実際的なニーズ等が異なり、したがって施策から受ける影響も異なり得るので、男女別の区分は当然考えるべき区分である。しかも、男女という区分は横断的であり、年齢、所得等種々の区分内においても、必ず男女という区分が存在する。

(施策の有効性や効率性を高める)

ある予算や人員の下で、施策の内容・方法等を工夫することで、女性と男性双方に施策の利益を及ぼそうと努めることは、男女共同参画社会の形成の促進を直接の目標としていない施策においても、施策の有効性や効率性を高めることにつながる。

(施策選択の透明化による世論の支持)

施策の影響を調査することで、男女共同参画社会の形成に対するプラスの影響とマイナスの影響を認識し、影響を明らかにすることにより、政策過程の透明性が向上し、国民の選択の幅が広がり、当該施策に対する世論の支持を得るという利点がある。

4. 海外におけるジェンダー分析・影響調査実施の背景と形態 (略)

第2章 男女共同参画影響調査の方法

1. 対象とする施策の考え方

(施策とは何か)

男女共同参画影響調査の対象となる「施策」は、政策評価における「政策(狭義)」 「施策」「事務事業」といった区分全てを含む、より広い概念としてとらえるべきである。

(どのような施策を対象とするのか)

ア. 政府の重点施策

政府の重点方針を示し今後の社会経済を方向づけるような、社会経済に及ぼす影響の大きい政策については、男女共同参画社会の形成に配慮することが求められる。

イ. 性別による偏りが大きいと予想される施策

どのような施策で性別による偏りが大きいかについては、既に指摘されている点の検討、広範な人々からの情報収集・意見交換、専門家の知見により判断することが可能であると考えられる。

ウ. 資源投入量が多い施策

予算が大規模、またそれに携わる人員が多い等、量的に多くの資源が投入されている施策の場合は、男女に与える影響は無視し得ない大きさになると考えられる。

2. 調査の主体・時期・手法の考え方

(誰が調査するのか)

内閣府に設置される男女共同参画会議とともに、内閣府男女共同参画局及び各府省も同調査を行うことが期待される。

その際、内閣府男女共同参画局、各府省、調査対象分野の専門家、男女共同参画分野（女性学・ジェンダー研究等）の専門家等の連携が必要と考えられる。

(調査の時期)

施策の内容等によって、第一に、施策の企画・立案段階における実施前（事前）の調査、第二に、施策の執行段階における実施開始後（進行中）の調査、第三に、施策の結果に関する、施策実施後ある程度時間を経た後（事後）が考えられる。

(政府の重点施策や資源投入量が多い施策)

特に事前の調査に重点を置くべきであろう。

(性別による偏りが大きいと予想される施策)

事前、事後様々な可能性を検討しながら計画的に実施する必要がある。

3. 具体的調査項目・観点の考え方

対象となるいずれの施策についても、以下の点が望まれる。

- 女性、男性双方の実際的なニーズを満たすように努める。
- 女性、男性のいずれかが施策の便益から排除されないようにする。
- 施策の企画・立案、また事後において施策の対象となる女性、男性双方の意見を聴くようにする。
- 行政において、施策の企画・立案、実施において女性、男性双方が参加する。

これらに加えて、特に性別による偏りが大きいと予想される施策の場合は、さらに詳細な調査が必要である（調査項目の参考例については次ページの表を参照）。

男女共同参画影響調査における調査項目の参考例

➤ 施策の企画・立案段階における、実施前（事前）の調査

	ア	イ	ウ
調査に当たって必要な性別データが存在するか。		○	
施策の対象となる人々及びその現状を男女別に把握しているか。		○	
性に起因する問題（安全、健康面等に係るもの）を配慮しているか。	○	○	○
女性、男性双方の実際的なニーズを考慮しているか。	○	○	○
施策の対象となる女性、男性それぞれに等しく施策の便益が及ぶようになっているか。	○	○	○
女性、男性に対して、間接的なプラスあるいはマイナスの影響が考えられないか。		○	
男女間の既存の社会的・経済的格差を拡大するか、縮小するか。		○	
社会（政府、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の様々な役割が考慮されているか。		○	
施策の対象となる女性、男性双方に協議がなされ、双方の意見を聞いているか。	○	○	○
行政において施策の企画・立案に女性と男性双方が参加しているか。	○	○	○

➤ 施策の執行段階における、実施開始後（進行中）の調査

	ア	イ	ウ
女性、男性双方にとって利用・参加しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか。		○	
性に起因する問題（安全、健康面等に係るもの）を配慮する必要がある場合、施策を実施する者の性別に配慮しているか		○	
施策を実施する者が男女共同参画を配慮・推進しているか。		○	
行政において施策の実施についての意思決定及び実施に女性と男性双方が関与しているか。	○	○	○

➤ 施策の結果に関する、施策実施後ある程度時間を経た後（事後）での調査

	ア	イ	ウ
調査に当たって必要な性別データが存在するか。		○	
女性、男性双方の実際的なニーズが満たされたか。	○	○	○
実際の利用・参加状況はどうであったか。	○	○	○
女性、男性双方が施策に満足したか。	○	○	○
施策の対象となる女性、男性それぞれに等しく施策の便益が及んだか。	○	○	○
女性、男性双方が施策の企画・立案、実施への参加の仕方に満足したか。	○	○	○
女性と男性双方が施策の企画・立案、実施に参加したことでのどのような変化があったか。	○	○	○
女性、男性に対して間接的なプラスあるいはマイナスの影響はなかったか。		○	
男女間の既存の社会的・経済的格差を拡大したか、縮小したか。		○	
社会（政府、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の様々な役割にどのような変化を与えたか。		○	
他分野、社会経済全体に及ぼす影響は何か。		○	

- （注） 1. ア：政府の重点施策
イ：性別による偏りが大きいと予想される施策
ウ：資源投入量が多い施策
2. ○は、特に重要と思われる項目

4. データ整備の考え方

(データの性別の収集と提示)

可能な限りデータは性別に収集され、提示されていることが重要であり、性別データが調査に必要な形でクロス集計がなされていることが必要である。

(問題意識に基づくデータ収集)

データは、現実中存在する男女共同参画社会の形成に係る問題を明らかにし、その原因をも示すものとなっていることが求められる。

(データ整備・管理における関係部局との連携)

データの整備を可能にするためには統計部局との連携が重要であり、既存の性別データについては、調査において利用しやすい形となっていることが重要である。

(幅広い情報収集)

様々なデータのなかで、実態を最もよく表すものを選択することが必要である。このため、定量的指標と定性的指標の適切な組み合わせが重要と思われる。

(データの公開)

調査・研究に役立つような形に組み合わされたデータを、研究者等が得ることができるよう、プライバシーに配慮しながら、幅広くデータを公開することが望ましい。

5. 海外におけるジェンダー分析・影響調査の方法の例（略）

第3章 男女共同参画影響調査に係る体制の整備

1. 男女共同参画影響調査に当たっての各方面との連携

(各府省との連携)

調査の実施に当たっては、各府省の理解と関与及び内閣府男女共同参画局と各府省の緊密な連携が欠かせない。そのためには、研修及び日常的な働きかけを通じて、男女共同参画影響調査に対する理解を深めることが何よりも重要である。

(外部の専門家との連携)

男女共同参画影響調査の対象となる施策を選択したり、問題提起を行うに当たり、男女共同参画分野（女性学・ジェンダー研究等）の専門家、NGO、一般国民からの定期的な情報収集・意見交換を行うことが重要である。

さらに、外部の専門家の関与や研究成果の活用があり得る。

2. 男女共同参画影響調査に関する理解を深めるための研修・訓練

(研修・訓練の内容)

研修のプログラム、教材は、男女共同参画影響調査の前提となる一般知識（男女共同参画社会やジェンダー問題に対する考え方等）、調査における共通事項、さらに施策の内容に応じた特定のなものが必要となってくる。

各省庁で既に行われている男女共同参画社会の形成の促進に関する各種研修の機会を活用する必要がある。

（研修・訓練の参加者）

担当者はもちろん、意思決定権を持つ上位の役職の人など様々なレベルの研修について幅広い可能性を追求することが必要であろう。

（研修・訓練の実効性を確保するために）

適切な研修・訓練のためには、研修・訓練を担当する講師自身が男女共同参画影響調査の内容を十分理解し、わかりやすく教えるノウハウを習得できるようにすることが必要である。また、研修・訓練実施後の講評や事後的な調査等が求められる。

3. 海外におけるジェンダー分析・影響調査の体制整備の例 （略）

第4章 実効性の確保

1. 調査の確実な実施及び調査結果の効果的普及・広報等

（1） 政府部内での体制強化

（男女共同参画担当部署の明確化、機能の充実、相互の連携）

中央省庁等改革後も、引き続き国内本部機構が全体として有効に機能するよう、改革後の各府省の担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、相互の連携を確保することが必要である。また、各府省における男女共同参画担当部署が中心となって、または施策の担当部署と連携して、男女共同参画影響調査を行うこと、あるいは施策の担当部署の実施した調査を取りまとめることが重要と考えられる。

（作業過程の連携）

できるだけ早い段階で問題を認識して、施策の改善に結び付けるためには、日常的に事務レベルで関係各府省の間での連携が重要であり、男女共同参画影響調査そのものの企画・立案の段階から各府省と連携を取り、調査を協力して実施していくことが必要である。

（2） 調査結果の公表

調査結果については公表し、広く社会に問い、各界各層の意見を取り入れていく仕組みが必要である。公表については、インターネット等を活用し迅速かつ広範に提供を行うように努めるべきである。

（3） 第三者の意見

公表された調査結果に対して、専門家や研究機関等第三者が、再検証または補完的調査を行い、その成果が政府に活用されることも有効である。

2. 海外における実効性確保のための取組の例 （略）

おわりに

- 平成 13（2001）年からの中央省庁等改革後の体制においては、国民の意思を反映した形で政策の選択肢や政策体系の方向付けが形成され、それらが国民に対してわかりやすい形で提示され、国民の選択を経てそれが具体化されるという政策過程が目指されている。
- 男女共同参画影響調査は、あらゆる施策の方向付けも成果も、男女共同参画社会の形成という観点から問い直すものであり、調査結果を公表することや国民からの問題提起に応えることにより、説明責任を果たすと共に、調査結果を施策の改善につなげていこうとするものである。このようなジェンダーの主流化のために実施する男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築は、他の分野における政策過程の再構築のモデルとなる可能性をもつであろう。